

令和3年2月10日開会

令和3年2月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	令和3年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	令和3年度徳島県用度事業特別会計予算	19
第 3 号	令和3年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	21
第 4 号	令和3年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	23
第 5 号	令和3年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	25
第 6 号	令和3年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	27
第 7 号	令和3年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	29
第 8 号	令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	31
第 9 号	令和3年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	33
第 10 号	令和3年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	35
第 11 号	令和3年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	37
第 12 号	令和3年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	39
第 13 号	令和3年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	41
第 14 号	令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	43
第 15 号	令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	45
第 16 号	令和3年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	47
第 17 号	令和3年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	49
第 18 号	令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	51
第 19 号	令和3年度徳島県証紙収入特別会計予算	53
第 20 号	令和3年度徳島県公債管理特別会計予算	55
第 21 号	令和3年度徳島県給与集中管理特別会計予算	57

第 22 号	令和 3 年度徳島県病院事業会計予算	59頁
第 23 号	令和 3 年度徳島県電気事業会計予算	63
第 24 号	令和 3 年度徳島県工業用水道事業会計予算	67
第 25 号	令和 3 年度徳島県土地造成事業会計予算	69
第 26 号	令和 3 年度徳島県駐車場事業会計予算	71
第 27 号	令和 3 年度徳島県流域下水道事業会計予算	73
第 28 号	徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について	77
第 29 号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	81
第 30 号	徳島県魚介類行商取締条例の廃止について	83
第 31 号	公衆浴場法施行条例の一部改正について	85
第 32 号	徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について	87
第 33 号	徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について	89
第 34 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	93
第 35 号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	95
第 36 号	特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の 手続等に関する 条例の一部改正について	97
第 37 号	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の一部改正について	99
第 38 号	徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	101
第 39 号	徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について	103
第 40 号	徳島県企業立地推進基金条例の廃止について	105
第 41 号	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	107
第 42 号	国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について	109
第 43 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	111

第 44 号	徳島県都市公園条例の一部改正について	113
第 45 号	徳島県建築審査会条例の一部改正について	115
第 46 号	徳島県未来創造教育基金条例の廃止について	117
第 47 号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	119
第 48 号	徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	121
第 49 号	徳島県奨学金貸与条例の一部改正について	123
第 50 号	徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する 条例の一部改正について	125
第 51 号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について	127
第 52 号	令和2年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について	129
第 53 号	国営吉野川北岸二期かんがい排水事業費に対する受益市町負担金について	131
第 54 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画の認可について	133
第 55 号	権利の放棄について	135
第 56 号	権利の放棄について	149
第 57 号	徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について	163
第 58 号	包括外部監査契約について	165
第 59 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関する協議について	167
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	169
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	171
報告第3号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	173

第 1 号

令和 3 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

令和3年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ514,701,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 3 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 73,000,000
	1 県 民 税	25,847,883
	2 事 業 税	15,510,070
	3 地 方 消 費 税	13,493,085
	4 不 動 産 取 得 税	1,441,157
	5 県 た ば こ 税	770,181
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	221,362
	7 軽 油 引 取 税	5,322,300
	8 自 動 車 税	10,368,114
	9 鉦 区 税	1,304
	10 狩 猟 税	13,068
	11 旧 法 に よ る 税	11,476
2 地 方 消 費 税 清 算 金		30,755,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	30,755,000

3 地 方 譲 与 税		7,980,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	6,579,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,152,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	48,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	82,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	118,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		478,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	478,000
5 地 方 交 付 税		154,000,000
	1 地 方 交 付 税	154,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		196,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	196,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		908,382
	1 分 担 金	251,230
	2 負 担 金	657,152
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,899,095

	1 使 用 料	4,323,639
	2 手 数 料	1,575,456
9 国 庫 支 出 金		79,939,523
	1 国 庫 負 担 金	30,646,717
	2 国 庫 補 助 金	47,907,917
	3 委 託 金	1,384,889
10 財 産 収 入		794,138
	1 財 産 運 用 収 入	517,968
	2 財 産 売 払 収 入	276,170
11 寄 附 金		25,400
	1 寄 附 金	25,400
12 繰 入 金		85,843,269
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64,773,454
	2 基 金 繰 入 金	21,069,815
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
14 諸 収 入		17,970,193

		1 延滞金, 加算金及び過料等	83,610
		2 県預金利子	700
		3 公営企業貸付金元利収入	5,040,000
		4 貸付金元利収入	4,233,676
		5 受託事業収入	400,810
		6 収益事業収入	2,714,396
		7 雑入	5,497,001
15 県	債		55,912,000
		1 県債	55,912,000
	歳入	合計	514,701,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 989,876
	1 議会費	989,876
2 総務費		28,322,183
	1 総務管理費	13,323,522

		2 企 画 費	7,436,874
		3 徴 税 費	2,722,349
		4 市 町 村 振 興 費	2,044,680
		5 選 挙 費	528,019
		6 防 災 費	1,627,398
		7 統 計 調 査 費	312,866
		8 人 事 委 員 会 費	142,666
		9 監 査 委 員 費	183,809
	3 民 生 費		65,852,117
		1 社 会 福 祉 費	47,975,196
		2 児 童 福 祉 費	13,154,846
		3 生 活 保 護 費	4,722,075
	4 衛 生 費		46,353,718
		1 公 衆 衛 生 費	9,250,445
		2 環 境 衛 生 費	3,569,192
		3 保 健 所 費	1,390,750
		4 医 薬 費	22,670,624

		5 病 院 事 業 費	9,472,707
	5 勞 働 費		5,086,081
		1 勞 政 費	3,966,529
		2 職 業 訓 練 費	1,012,957
		3 勞 働 委 員 会 費	106,595
	6 農 林 水 産 業 費		30,200,555
		1 農 業 費	4,549,412
		2 園 芸 費	786,999
		3 畜 産 業 費	893,637
		4 農 地 費	10,549,339
		5 林 業 費	11,241,610
		6 水 産 業 費	2,179,558
	7 商 工 費		68,690,444
		1 商 業 費	63,167,331
		2 工 鉱 業 費	3,937,357
		3 観 光 費	1,585,756
	8 土 木 費		50,022,315

		1 土 木 管 理 費	3,603,422
		2 道 路 橋 り よ う 費	22,589,651
		3 河 川 海 岸 費	14,561,929
		4 港 湾 費	3,455,735
		5 都 市 計 画 費	4,099,397
		6 住 宅 費	1,712,181
	9 警 察 費		21,564,563
		1 警 察 管 理 費	19,226,933
		2 警 察 活 動 費	2,337,630
	10 教 育 費		83,724,662
		1 教 育 総 務 費	13,944,270
		2 小 学 校 費	24,015,020
		3 中 学 校 費	14,671,225
		4 高 等 学 校 費	18,200,055
		5 特 別 支 援 学 校 費	7,501,154
		6 社 会 教 育 費	3,150,206
		7 保 健 体 育 費	2,242,732

11 災 害 復 旧 費		11,434,300
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,845,800
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,488,500
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
12 公 債 費		70,707,386
	1 公 債 費	70,707,386
13 諸 支 出 金		31,602,800
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,278,048
	2 利 子 割 交 付 金	84,965
	3 配 当 割 交 付 金	610,452
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	645,703
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	1,199,084
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	15,414,282
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	155,156
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	215,000
	10 利 子 割 精 算 金	10

14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	514,701,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋りょう費	色面トンネル新設事業	千円 1,200,000	3	千円 300,000
				4	500,000
				5	400,000
	5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工架設事業	1,500,000	3	500,000
				4	800,000
				5	200,000
		蔵本公園プールスタンド整備事業	1,922,000	3	716,000
				4	936,000
				5	270,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
「awa 臨港プロジェクト」徳島東部防災拠点施設等改修工事請負等契約	令 和 4 年 度	733,500千円
奨学金返還支援費に係る補助金	自 令 和 3 年 度 至 令 和 21 年 度	240,000千円
移住促進支援費に係る補助金	自 令 和 4 年 度 至 令 和 5 年 度	12,000千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 令 和 3 年 度 至 令 和 13 年 度	元金 1,355,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
東部県税局自動車税庁舎空調設備工事請負等契約	令 和 4 年 度	27,262千円
納税通知書等作成業務委託契約	令 和 4 年 度	12,048千円
徳島県青少年センター解体工事請負契約	令 和 4 年 度	1,080,000千円
徳島県蔵本公園等の管理運営協定	自 令 和 4 年 度 至 令 和 7 年 度	1,662,064千円
カヌースラロームコース設営撤去工事請負契約	令 和 4 年 度	7,000千円
徳島県立障がい者交流プラザ空調設備改修工事請負契約	令 和 4 年 度	112,500千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	令 和 4 年 度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に対する利子補給	自 令和4年度 至 令和6年度	1,169,000千円
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	令和4年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	令和4年度	42,156千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 令和3年度 至 令和59年度	融資額 156,713千円 に対するつぎにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 令和4年度 至 令和14年度	融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
基幹農道整備事業工事請負契約	令和4年度	30,000千円
広域営農団地農道整備事業工事請負契約	令和4年度	80,000千円
県営農道整備事業工事請負契約	令和4年度	10,000千円
経営体育成基盤整備事業工事請負契約	令和4年度	60,000千円

農業水利施設保全対策事業工事請負契約	令和4年度	390,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負契約	令和4年度	80,000千円
地盤沈下対策事業工事請負契約	令和4年度	80,000千円
国営付帯県営農地防災事業工事請負契約	令和4年度	50,000千円
広域漁港整備事業工事請負契約	令和4年度	100,000千円
水産物供給基盤機能保全事業工事請負契約	令和4年度	100,000千円
漁港海岸保全施設整備事業工事請負契約	令和4年度	50,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 令和4年度 至 令和13年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証
徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 令和4年度 至 令和13年度	用地費, 補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	令和4年度	5,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	令和4年度	70,000千円
路側整備事業工事請負等契約	令和4年度	40,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和4年度	280,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和4年度	1,500,000千円
交通安全対策事業工事請負等契約	令和4年度	5,000千円

橋りょう修繕事業工事請負等契約	令和4年度	40,000千円
新駅設置検討事業業務委託契約	令和4年度	30,000千円
街路事業工事請負等契約	令和4年度	300,000千円
公園整備事業工事請負等契約	令和4年度	200,000千円
新浜町団地県営住宅PFI事業契約	自 令和4年度 至 令和19年度	1,457,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	令和4年度	15,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	令和4年度	170,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	令和4年度	100,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和4年度	100,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	令和4年度	100,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	令和4年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	令和4年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和4年度	80,000千円

急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	令和4年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	令和4年度	1,000,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和4年度	90,000千円
港湾改修事業工事請負等契約	令和4年度	140,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和4年度	400,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	令和4年度	90,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負等契約	令和4年度	300,000千円
徳島東警察署等PFI事業契約	令和4年度	1,650千円
警察署整備事業工事請負等契約	令和4年度	385,104千円
自動車保管場所システム電子計算機等賃貸借契約	自 令和4年度 至 令和8年度	100,707千円

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 354,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	1,286,000			
市町村振興事業	1,000,000			
防災事業	73,000			

社会福祉事業	241,000			
公衆衛生事業	6,000			
環境衛生事業	43,000			
医薬事業	166,000			
職業訓練事業	9,000			
農業事業	15,000			
農地事業	2,546,000			
林業治山事業	2,540,000			
水産事業	421,000			
観光事業	140,000			
道路橋りょう事業	9,636,000			
河川海岸事業	7,392,000			
港湾事業	656,000			
都市計画事業	1,291,000			
住宅事業	248,000			
警察関係事業	533,000			
教育総務事業	300,000			

高等学校整備事業	1,346,000			
特別支援学校整備事業	177,000			
社会教育事業	694,000			
土木施設災害復旧事業	3,411,000			
公用公共用施設災害復旧事業	88,000			
臨時財政対策債	21,300,000			
計	55,912,000			

第 2 号

令和 3 年度徳島県用度事業特別会計予算

令和 3 年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,574,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,574,661
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	114,316
	3 諸 収 入	1,460,145
歳 入	合 計	1,574,661

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		千円 1,574,661
	1 用 度 事 業 費	1,574,661
歳 出	合 計	1,574,661

第 3 号

令和3年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和3年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,372,063
	2 諸 収 入	932,487
歳 入 合 計		2,304,550

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

第 4 号

令和3年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和3年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ269,686千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 269,686
	1 繰 入 金	229,534
	2 諸 収 入	40,152
歳 入 合 計		269,686

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 269,686
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	90,102
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	37,175
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	142,409
歳 出	合 計	269,686

第 5 号

令和3年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和3年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,295千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 288,295
	1 繰 越 金	181,397
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		288,295

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 288,295
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	288,295
歳 出	合 計	288,295

第 6 号

令和 3 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,736,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 73,736,716
	1 分担金及び負担金	19,475,169
	2 国庫支出金	22,575,032
	3 前期高齢者交付金	26,519,577
	4 共同事業交付金	100,239
	5 財産収入	139
	6 繰入金	4,926,560

	7 繰越金	140,000
歳入	合計	73,736,716

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 73,736,716
	1 国民健康保険事業費	73,736,577
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	139
歳出	合計	73,736,716

第 7 号 令和 3 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 3 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,174,802千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 1,174,802
	1 繰 入 金	602
	2 諸 収 入	213,200
	3 県 債	961,000
歳 入 合 計		1,174,802

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 1,174,802
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	1,174,802
歳 出 合 計		1,174,802

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 961,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

令和3年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,628,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,571
	1 使用料及び手数料	3,777
	2 財産収入	500
	3 繰入金	64,306,000
	4 繰越金	14,048

	5 諸 収 入	63,304,246
歳 入	合 計	127,628,571

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費		千円 127,628,571
	1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費	127,628,571
歳 出	合 計	127,628,571

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和4年度 至 令和11年度	2,000,000千円

第 9 号

令和3年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和3年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金収入		千円 48,566
	1 繰 越 金	45,565
	2 諸 収 入	3,001
歳 入 合 計		48,566

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 48,566
	1 中小企業近代化資金貸付金	48,566
歳 出	合 計	48,566

第 10 号

令和3年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和3年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,472千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 76,472
	1 財 産 収 入	36,000
	2 繰 越 金	40,462
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	76,472

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 76,472
	1 徳島ビル管理事業費	76,472
歳 出	合 計	76,472

第 11 号

令和 3 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 3 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	3,728
	3 諸 収 入	500
歳 入	合 計	4,527

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 4,527
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	4,527
歳 出	合 計	4,527

第 12 号

令和 3 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和 3 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	95,001
	3 諸 収 入	5,002
歳 入	合 計	101,978

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978
	1 林業改善資金貸付金	101,978
歳 出	合 計	101,978

第 13 号

令和 3 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 3 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ297,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 297,945
	1 財産収入	181,580
	2 繰入金	115,448
	3 繰越金	702
	4 諸収入	215
歳 入	合 計	297,945

歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 297,945
	1 県有林県行造林事業費	297,945
歳 出	合 計	297,945

第 14 号

令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和3年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		千円 80,912
	1 繰 入 金	910
	2 繰 越 金	72,036
	3 諸 収 入	7,966
歳 入	合 計	80,912

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912
歳 出	合 計	80,912

第 15 号

令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和3年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,142,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,142,773
	1 財 産 収 入	1,719,600
	2 繰 入 金	220,000
	3 繰 越 金	63,023
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	1,140,000	
歳	入	合	計	3,142,773

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 3,142,773	
	1 公用地公共用地取得事業費		3,142,387	
	2 土地開発基金積立金		386	
歳	出	合	計	3,142,773

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 1,140,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

令和3年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和3年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,519,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 4,519,349
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	968,275
	2 財 産 収 入	1,563,435
	3 繰 入 金	810,000
	4 繰 越 金	200,000

	5 諸 収 入	18,639
	6 県 債	959,000
歳 入	合 計	4,519,349

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 4,519,349
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	2,542,205
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	1,506,993
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	470,151
歳 出	合 計	4,519,349

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 959,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 17 号

令和3年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和3年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,898千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 140,898
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	131,755
	3 諸 収 入	8,945
歳 入	合 計	140,898

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 140,898
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	140,898
歳 出	合 計	140,898

第 18 号

令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和3年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259,824千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 259,824
	1 財 産 収 入	1,204
	2 繰 越 金	93,175
	3 諸 収 入	165,445
歳 入	合 計	259,824

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 259,824
	1 奨 学 金 貸 付 金	259,824
歳 出	合 計	259,824

第 19 号

令和 3 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 3 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,980,000
	1 証 紙 収 入	2,279,127
	2 繰 越 金	700,873
歳 入 合 計		2,980,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 2,980,000
	1 他 会 計 繰 出 金	2,980,000
歳 出	合 計	2,980,000

第 20 号

令和 3 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 3 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,529,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 107,529,000
	1 繰 入 金	70,833,000
	2 県 債	36,696,000
歳 入	合 計	107,529,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 107,529,000
	1 公 債 費	107,529,000
歳 出	合 計	107,529,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 36,696,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 21 号

令和3年度徳島県給与集中管理特別会計予算

令和3年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,272,398千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,272,398
	1 給 与 振 替 収 入	31,272,398
歳 入	合 計	31,272,398

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		31,272,398 <small>千円</small>
	1 給 与 費	31,272,398
歳 出	合 計	31,272,398

第 22 号

令和 3 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	205,130人
	外	来	244,178人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	562人
	外	来	1,009人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		2,157,750千円
	医療器械及び備品購入費		374,825千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			24,663,698千円
第1項 医業収益			21,031,689千円
第2項 医業外収益			3,632,009千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			25,583,839千円
第1項 医業費用			24,557,717千円

第2項 医 業 外 費 用 1,026,122千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,098,409千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,237千円及び過年度分損益勘定留保資金1,091,172千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	8,383,439千円
第1項 企 業 債	2,509,000千円
第2項 負 担 金	873,814千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補 助 金	625千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	9,481,848千円
第1項 建 設 改 良 費	2,547,754千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,694,094千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,240,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立中央病院E R棟整備推進事業工事請負等契約	令 和 4 年 度	2,948,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 2,509,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

12,563,512千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,690,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

令和 3 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,800,000 k W h
	太陽光発電所	4,665,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	918,365千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,998,510千円
第1項 営業	収益	3,989,364千円
第2項 財務	収益	2,873千円
第3項 事業外	収益	6,273千円
支		出
第1款 事業	費用	3,811,122千円
第1項 営業	費用	3,722,909千円
第2項 財務	費用	2千円
第3項 事業外	費用	83,211千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額592,381千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額83,424千円及び建設改良積立金508,957千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的 収 入	326,084千円
第1項 固定資産売却代	698千円
第2項 補 助 金	2,000千円
第3項 他会計長期貸付金等返還金	323,386千円
支 出	
第1款 資本的 支 出	918,465千円
第1項 建設改良費	918,365千円
第2項 投 資	100千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所3号水車発電機改良事業	千円 461,743	3	千円 125,663
				4	310,228
				5	25,852
1 資本的支出	1 建設改良費	日野谷発電所3号水車発電機改良事業	297,263	3	148,257
				4	137,544
				5	11,462

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	令和4年度	77,852千円
棚野ダム自動制御装置取替事業工事請負契約	令和4年度	178,562千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,081,293千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

令和3年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,243,950m ³	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	623,663千円
		阿南工業用水道改良工事	59,722千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業	収	益	1,276,236千円
第1項 営業	収	益	1,218,095千円
第2項 営業外	収	益	58,141千円
	支	出	
第1款 事業	費	用	1,225,084千円
第1項 営業	費	用	1,171,641千円
第2項 営業外	費	用	53,443千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額809,459千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,880千円及び過年度分損益勘定留保資金752,579千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	57,723千円
第1項 固定資産売却代	447千円
第2項 その他収入	57,276千円
支 出	
第1款 資本的支出	867,182千円
第1項 建設改良費	683,385千円
第2項 企業債償還金	98,611千円
第3項 他会計長期借入金償還金	85,186千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 250,869千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

令和 3 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,070千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事 業 収 益		7,899千円
第 1 項 営 業 収 益		7,740千円
第 2 項 営 業 外 収 益		159千円
支 出		
第 1 款 事 業 費 用		1,521千円
第 1 項 営 業 費 用		1,520千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 3 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 26 号

令和 3 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	26,249千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			75,823千円
第1項 営 業 収 益			75,060千円
第2項 営 業 外 収 益			763千円
	支	出	
第1款 事 業 費 用			67,539千円
第1項 営 業 費 用			67,538千円
第2項 営 業 外 費 用			1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,138千円は、過年度分損益勘定留保資金26,138千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			111千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代			111千円
	支	出	

第1款 資本的支出 26,249千円

第1項 建設改良費 26,249千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 27 号

令和 3 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,415,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 6,616m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 流域下水道整備事業 | 80,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事業収益		982,654千円
第 1 項 営業収益		322,124千円
第 2 項 営業外収益		660,530千円
支 出		
第 1 款 事業費用		982,654千円
第 1 項 営業費用		859,335千円
第 2 項 営業外費用		123,319千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 資本的収入		624,824千円

第1項 企 業 債	307,000千円
第2項 補 助 金	259,624千円
第3項 負 担 金	58,200千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	624,824千円
第1項 建 設 改 良 費	80,000千円
第2項 企 業 債 償 還 金	506,624千円
第3項 他会計長期借入金償還金	38,200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備事業	千円 307,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,488千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、342,648千円である。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第二十八号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同表の八十八の項中「一万六千円」を「一万八千円（自動車において調理をする営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万千円）」に、「八千八百円、その他の」を「九千円、露店による」に、「一万七千円」を「一万千円」に改め、同表の八十九の項中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に、「九千六百元（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては五千二百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては六千四百円）」を「七千円」に改め、同表の九十の項中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「一万四千元（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては七千七百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては九千三百円）」を「一万千円」に改め、同表の九十一の項中「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「一万四千元」を「一万千円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千円）」に改め、同表の九十二の項中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類売り売り営業」に、「一万四千元」を「一万三千元」に改め、同表の九十三の項中「乳処理業」を「集乳業」に、「一万千円」を「一万千円」に改め、同表の九十四の項中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に、「一万千円」を「一万三千元」に改め、同表の九十五の項中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に、「一万千円」を「一万三千元」に改め、同表の九十六の項中「集乳業」を「食肉処理業」に、「九千六百元」を「一万三千元」に改め、同表の九十七の項中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「九千六百元（特殊営業のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては五千二百円、その他の営業に係る許可の申請に係る審査にあつては六千四百円）」を「一万三千元」に改め、同表の九十八の項中「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「一万千円」を「一万五千元」に改め、同表の九十九の項中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「九千六百元（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、六千四百円）」を「一万五千元」に改め、同表の百の項中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に、「一万千円」を「一万三千元」に改め、同表

の百一の項中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「九千六百元（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、六千四百元）」を「二万三千元」に改め、同表の百二の項中「魚介類せり売営業」を「食肉製品製造業」に、「二万千元」を「二万三千元」に改め、同表の百三の項中「魚肉ねり製品製造業」を「水産製品製造業」に、「二万六千元」を「二万八千元」に改め、同表の百四の項中「食品の冷凍又は冷蔵業」を「氷雪製造業」に、「二万千元」を「二万三千元」に改め、同表の百五の項中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に、「二万千元」を「二万八千元」に改め、同表の百六の項中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に、「二万千元」を「二万三千元」に改め、同表の百七の項中「乳酸菌飲料製造業」を「みそ又はしょうゆ製造業」に、「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同表の百八の項中「氷雪製造業」を「酒類製造業」に、「二万千元（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、一万四千元）」を「一万八千元」に改め、同表の百九の項中「氷雪販売業」を「豆腐製造業」に、「一万四千元」を「一万五千元」に改め、同表の百十の項中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「二万千元」を「二万五千元」に改め、同表の百十一の項中「マーガリン又はショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「二万千元」を「一万五千元」に改め、同表の百十二の項中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「一万六千元」を「二万三千元」に改め、同表の百十三の項中「醬油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「一万六千元」を「三万千元」に改め、同表の百十四の項中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「一万六千元」を「二万三千元」に改め、同表の百十五の項中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「一万六千元」を「三万千元」に改め、同表の百十六の項中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に、「一万四千元」を「一万八千元」に改め、同表の百十七の項中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「一万四千元」を「二万三千元」に改め、同表の百十八の項中「めん類製造業」を「食品の小分け業」に、「一万四千元」を「一万五千元」に改め、同表の百十九の項中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に、「二万千元」を「二万三千元」に改め、同表中百二十の項及び百二十一の項を削り、百二十二の項を百二十の項とし、百二十三の項から百九十九の項までを二項ずつ繰り上げ、同表の備考第三号中「百二十一の項」を「百十九の項」に改め、同備考第四号中「百二十九の項」を「百二十七の項」に改める。

別表第二の七の項中「百五十三の項」を「百五十一の項」に改める。

附 則

- この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号。以下「改正政令」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができる者が、この条例の施行の日以後最初に当該営業について食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正後の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定に基づく許可の申請（改正政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第二十六号及び第二十八号の営業の許可の申請を除く。）を行う場合における改正後の別表第一の八十八の項から百十二の項まで、百十四の項及び百十六の項から百十九の項までの規定の適用については、これらの規定中「一万八千元」とあるのは「一万四千四百円」と、「七千元」とあるのは「五千七百六十円」と、「二万三千元」とあるのは「二万八千九百元」と改める。

と、「一万五千円」とあるのは「一万二千六百円」と、同表の八十八の項中「一万千円」とあるのは「九千六百三十円」と、同表の九十の項、九十一の項及び九十三の項中「一万千円」とあるのは「八千六百四十円」とする。

提案理由

食品衛生法等の一部が改正され、同法に基づく営業の許可について業種及び施設基準の見直しが行われたことにより、当該営業の許可の申請に対する審査の内容が高度化することに鑑み、当該審査に係る手数料の業種及び額を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の三」を「第二十三条の二」に改める。

第二十三条の二を削る。

第二十三条の三の見出し中「特定建築材料等」を「特定建築材料」に改め、同条中「又は石綿含有建材」を「（大気汚染防止法第二条第十一項に規定する特定建築材料をいう。）」に改め、同条を第二十三条の二とする。

別表第十六その十の4の表の備考第二項中「亜硝酸1密66坪の3から密66坪の7坪」を「亜硝酸1密66坪の4から密66坪の8坪」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県生活環境保全条例第二章第一節第二款の規定は、この条例の施行の日から起算して十四日を経過する日以後に着手する建設工事（大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）附則第二条第一項に規定する届出がされた未着手の工事（以下単に「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

提案理由

大気汚染防止法及び大気汚染防止法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

徳島県魚介類行商取締条例の廃止について

徳島県魚介類行商取締条例を廃止する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県魚介類行商取締条例を廃止する条例

徳島県魚介類行商取締条例（昭和三十二年徳島県条例第五十五号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法の一部が改正され、魚介類の行商に係る営業の届出の制度が創設されたことに伴い、徳島県魚介類行商取締条例を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

公衆浴場法施行条例の一部改正について

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和六十年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第二号中「十歳」を「七歳」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

公衆浴場における衛生等管理に関する国の要領が改められたことに鑑み、風紀に必要な措置の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「受けて回収に着手した場合」の下に「及び食品衛生法第五十八条第一項の規定による届出をすべき場合」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「掲げる」の下に「場合のいずれかに該当する」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「食品関連事業者が」の下に「食品又は添加物の」を加え、「着手した食品又は添加物が、」を「着手する時点において」に改め、同項第一号中「県の区域内に流通していない」を「当該食品又は添加物が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できる」に改め、同項第二号中「消費者に販売されていない」を「当該食品又は添加物を消費者が飲食の用に供しない」に改める。

第十七条第一項第一号中「第三十五条各号」の下に「(第二号を除く。)」を加える。

第二十九条の二第一項第一号中「第二号、第十号、第十二号、第十四号、第十五号及び第二十二号」を「第三号から第五号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に着手した食品又は添加物の自主的な回収に係る報告については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法の一部が改正され、営業者が食品等の自主的な回収を行う場合における届出の制度が創設されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。こ

れが、この案例案を提出する理由である。

第三十三号

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県ふぐの処理等に関する条例（平成二十五年徳島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条―第二十七条」を「第十五条」に、「第二十八条―第三十一条」を「第十六条―第十九条」に、「第三十二条―第三十五条」を「第二十条―第二十二條」に、「第三十六条―第三十九条」を「第二十三条―第二十六条」に改める。

第二条第三号中「業として食用のふぐの処理に従事する者として」を削り、同条第五号中「として第十六条第一項の登録を受けた者」を削り、同条第六号中「業として食用のふぐの処理を行う施設」を「食品衛生法施行令（昭和三十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業又は同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業の営業であつて食品衛生法（昭和三十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けたものの施設のうち、食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第三条の規定によりその例によることとされる食品衛生法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十三号）別表第二十一第二号イからハまでに掲げる要件（同条ただし書の規定により緩和し、又は適用しないこととしたものを除く。）を満たすもの」に改め、同条第七号中「第二十八条」を「第十六条」に改める。

第四条中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に、「第八条第一号、第十六条第二項第二号、第二十四条第一項及び第二十六条第一項第三号」を「及び第十五条第一項」に改める。

第五条第一項中「第十五条第一項第二号を除き、」を削り、同条第二項中「第九条」を「第八条」に改める。

第七条中「知識及び技能」を「ふぐの種類の見分けに関する知識及び有毒部位を除去する技術等」に改める。

第八条を削る。

第九条第一号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「第九条第二号」を「第八条第二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 食用のふぐの処理に関し、食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させた場合

第十五条を第十四条とする。

第十六条から第二十三条までを削る。

第二十四条第一項を次のように改める。

ふぐ処理業者は、ふぐ処理施設に専任のふぐ処理師を置かなければならない。

第二十四条第四項中「第十四条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改め、同条第五項を削り、第四章中同条を第十五条とする。

第二十五条から第二十七条までを削る。

第二十八条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「受けて」の下に「食品衛生法施行令第三十五条第四号に規定する」を加え、「魚介類せり売営業」を「同条第五号に規定する魚介類競り売り営業」に改め、第五章中同条を第十六条とする。

第二十九条を第十七条とし、第三十条を第十八条とし、第五章中同条の次に次の一条を加える。

(廃業等の届出)

第十九条 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、当該該当することとなった日から十日以内に知事にその旨を届け出るとともに、届出済証を返納しなければならない。

- 一 ふぐ卸売業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 同居の親族その他の同居者
- 二 ふぐ卸売業者が法人であつて、その法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 ふぐ卸売業者について破産手続開始の決定があつた場合 その破産管財人
- 四 ふぐ卸売業者が法人であつて、その法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 ふぐ卸売業を廃止した場合 ふぐ卸売業者であつた個人又はふぐ卸売業者であつた法人を代表する役員

第三十一条及び第三十二条を削り、第六章中第三十二条を第二十条とする。

第三十四条第四号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第五号中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条第六号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第七号から第九号までを削り、同条を第二十一条とし、第三十五条を第二十二条とする。

第三十六条第二号中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三号から第六号までを削り、第七章中同条を第二十三条とする。

第三十七条第二号中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三号中「第二十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第四号を削り、同条を第二十四条とする。

第三十八条第一号を削り、同条第二号中「第二十四条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十八条」を「第十六条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第三十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条を第二十五条とし、第三十九条を第二十六条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第五条第一項の免許を受けている者に対する当該免許の取消しに関しては、この条例の施行の日前に生じた事由については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第十六条第一項の登録を受けてふぐ処理業を行っている者は、同条第三項の規定による当該登録に係る有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該ふぐ処理業を行うことができる。
- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法等の一部が改正され、ふぐを処理する営業について、公衆衛生上必要な措置に関する基準が厚生労働省令で定められたことに伴い、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

様式中「且つ」を「かつ」に、「公正に」を「公正に」に改め、「印」を削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

業務の効率化に資するため、宣誓書における押印を不要とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表三十七の項中「牟岐町」を「牟岐町 美波町」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行条例及び徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項及び第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第二十一条第一項中「(法第五十四条第二項第二号に規定する書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつてその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類)」を削る。

別表中「第四項及び」の下に「第五項並びに」を加える。

(徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十七年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「これ」を「当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」に改める。

第十条に次の一項を加える。

4 控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに

記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第十三条第一項中「書類（」の下に「同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第十四条中「第三条第一項（第九条第九項において準用する場合を含む。）の申出書、」を削り、「これを」を「これらの書類（第三条第二項第五号及び第六号（これらの規定を第九条第九項において準用する場合を含む。）に掲げる書類、役員名簿、第十一条第一項の規定による届出に係る書類並びに事業報告書等については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例第十三条第一項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部が改正され、特定非営利活動法人の書類の閲覧等の請求があった場合にその対象となる書類から役員住所等に係る記載の部分が除外されること等に鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十七号

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の一部改正について

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「特別支援学校」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下「政令」という。）第五条第一号に掲げるもの」に改める。

第三十三条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）」を「政令」に、「第二条第十九号」を「第二条第二十一号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の一部が改正され、特別特定建築物の範囲が拡大したこと等に伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十八号

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例

第一条中「相談等」を「総合的な支援」に改め、「により、」の下に「女性の活躍をはじめとする」を加え、「徳島県立男女共同参画交流センター」を「徳島県立男女共同参画総合支援センター」に改める。

第二条第六号中「研修室」を「会議室」に改める。

第五条第一項の表中「研修室一、研修室二」を「会議室」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

区 分	供 用 時 間
ホール	午前九時から午後九時まで
会議室	午前九時から午後八時まで
その他の施設	午前十時から午後六時まで

別表中「(午前九時から)」、「(午後一時から)」及び「(午後六時から)」、「(正午まで)」、「(午後五時まで)」、「(午後九時まで)」を削り、

研修室二	三、一六〇円	四、二九〇円	三
研修室一	一、八六〇円	二、五二〇円	一

、三三〇円
、九四〇円

を

会議室(二室につき)

九、一七〇円

九、一七〇円

九、一七〇円

に改め、同表の備考中第二項を第三項とし、第一項を第

二項とし、同項の前に次の一項を加える。

- 1 「午前」とは午前九時から正午までの間を、「午後」とは午後一時から午後五時(会議室にあつては、午後四時)までの間を、「夜間」とは午後六時から午後九時まで(会議室にあつては、午後五時から午後八時まで)の間をいう。

別表の備考に次の二項を加える。

- 4 会議室を時間外(午前、午後及び夜間以外の時間をいう。)に利用する場合の使用料の額は、一室二時間につき三千八十円とする。ただし、第二項の規定に該当する場合におけるそれぞれの区分の間の時間については、この限りでない。
- 5 会議室の床面積の二分の一を利用する場合の使用料の額は、この表並びに第二項及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた使用料の額並びに第二項及び前項の規定を適用して算出した使用料の額に二分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額)とする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

女性の活躍をはじめとする男女共同参画が確立された社会の形成に資するため、徳島県立男女共同参画交流センターの更なる支援機能の充実を図るとともに、当該施設の名称を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

区 分	単 位	金 額			
		常 設 展		企 画 展	
		個 人	団体（二十人以上を いう。以下同じ。）	個 人	団 体
博物館資料	小・中学生	一人一回	一〇〇円	八〇円	知事とその都度定める額
	高校・大学生等	一人一回	二〇〇円	一六〇円	
	一般	一人一回	四〇〇円	三三〇円	
美術館資料 及び鳥居記念館資料	小・中学生	一人一回	五〇円	四〇円	
	高校・大学生等	一人一回	一〇〇円	八〇円	
	一般	一人一回	二〇〇円	一六〇円	

備考 「小・中学生」とは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者を、「高校・大学生等」とは高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学

の学生並びにこれらに準ずる者を、「一般」とは小・中学生及び高校・大学生等以外の者（学齢に達しない者を除く。）をいう。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

徳島県文化の森総合公園文化施設の県民の文化活動の拠点としての活性化を図るため、徳島県立博物館の常設展を一新することに伴い、その観覧料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県企業立地推進基金条例の廃止について

徳島県企業立地推進基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県企業立地推進基金条例を廃止する条例

徳島県企業立地推進基金条例（昭和五十七年徳島県条例第六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

特定地域企業立地資金貸付事業等が終了したことに伴い、徳島県企業立地推進基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の講堂の項から会議室の項までを次のように改める。

講堂	午前		二、一〇〇円
	午後		二、八一〇円
	夜間		二、五二〇円
講義室	午前		一、二七〇円
	午後		一、六九〇円
	夜間		一、五二〇円
第一研修室	午前		九五〇円
	午後		一、二七〇円
	夜間		一、一四〇円
第二研修室	午前		一、一一〇円
	午後		一、四八〇円

会議室	夜間	一、三三〇円
	午前	一、五八〇円
	午後	二、一一〇円
	夜間	一、八九〇円

別表第二の備考1中「午後五時までの間を」の下に「、「夜間」とは午後六時から午後九時までの間を」を加え、同備考2中「午後まで」の下に「、「午後から夜間まで又は午前から夜間まで」を加え、同備考4中「額は」の下に「、「この表の規定にかかわらず」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターの利用者の利便性の向上に資するため、同センターの講堂等の利用時間を延長することに伴い、当該講堂等の使用料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部改正について

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十五年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業を除く国営土地改良事業」を「第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業（法第八十七条の二第二項第一号の事業を除く。以下「国営土地改良事業」という。）」に改める。

第二条中「（法第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業を除く。以下同じ。）」を削る。

第四条第二項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に、「災害復旧を」を「災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を」に、「のすべて」を「等の全て」に改め、「翌年度」の下に「の初日」を加える。

第四条の二第二項中「一通につき八十円」を「督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号に規定する定形郵便物の料金の額に相当する額」に改める。

別表中「国営吉野川北岸土地改良事業」を「国営吉野川北岸二期土地改良事業」に、「国営造成土地改良施設整備事業」を「国営かんがい排水事業」に、「事業に」を「事業（用水路（耐震化対策）を除く。）に」に、「年五パーセント」を「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第二項の農林水産大臣の定める率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国営吉野川北岸二期土地改良事業の施行に伴い、負担金の徴収について必要な事項を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十三号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の八の項の1中「合計が」の下に「千平方メートル以下のときは十一万七千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは十五万三千円、二千平方メートルを超え」を加え、同項の2中「合計が」の下に「千平方メートル以下のときは二十九万九千円、千平方メートルを超え二千平方メートル以下のときは三十八万四千円、二千平方メートルを超え」を加え、同表の三十三の十三の項中「第二十九条第二項」を「第三十四条第二項」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同表の三十三の十四の項中「第三十条第二項（同法第三十一条第二項）」を「第三十五条第二項（同法第三十六条第二項）」に改め、同表の三十三の十五の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同表の三十三の十六の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同表の備考第七号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同備考第八号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同備考第九号中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大されたこと

とに伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「第五条の九第一項」の下に「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の七第一項」を加え、「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

都市公園法施行令の一部が改正されたことに鑑み、都市公園における滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合の特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

徳島県建築審査会条例の一部改正について

徳島県建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県建築審査会条例の一部を改正する条例

徳島県建築審査会条例（昭和三十四年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

業務の効率化に資するため、徳島県建築審査会の会議録における押印を不要とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号

徳島県未来創造教育基金条例の廃止について

徳島県未来創造教育基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創造教育基金条例を廃止する条例

徳島県未来創造教育基金条例（平成二十五年徳島県条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県未来創造教育基金は、その設置目的を達成するため、廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、六六三人」を「二、六〇八人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、八〇一人」を「四、七九六人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動等その他学校教育を取り巻く状況の変化等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 夜間学級業務手当

第八条第二項中「又は」を「若しくはその補助又は徳島県立しらさぎ中学校の夜間における事務若しくは」に改める。

第十三条を次のように改める。

（夜間学級業務手当）

第十三条 徳島県立しらさぎ中学校の教育職員（条例第十五条の四第一項の定時制通信教育手当を受ける者を除く。）が、本務として同校の夜間学級の業務に従事する場合には、夜間学級業務手当を支給する。

2 夜間学級業務手当の月額、給料月額百分の五（条例第十四条の二第一項の管理職手当を受ける者にあつては、百分の四）に相当する額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

第十四条第一項中「又は中等教育学校」を「、中等教育学校又は特別支援学校」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「第五条の三まで」の下に「及び第十三条」を加える。

提案理由

徳島県立しらさぎ中学校が設置されたことに伴い、同校の教育職員に対し夜間の勤務に応じた手当を支給する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号

徳島県奨学金貸与条例の一部改正について

徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「若しくは同法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）第二十二条及び第二十三条の規定」を削る。

第十条中「年七・二五パーセント」を「年三パーセント」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定により延滞利息を計算する場合において、当該延滞利息の合計額に百円未満の端数があるとき、又はその額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に返還すべき日が到来した奨学金に係る延滞利息の割合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第十条第二項の規定は、施行日以後に額が確定する延滞利息について適用する。

提案理由

市中金利が低迷する社会状況及び民法改正による法定利率の引き下げに鑑み、徳島県奨学金に係る延滞利息の割合を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十号

徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例及び徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「遵守し」を「遵守し、」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

(徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、かつ、」を「かつ」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

業務の効率化に資するため、宣誓書における押印を不要とする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年二月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号イ中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

提案理由

食品衛生法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 52 号

令和2年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について

令和2年度農地保全に係る地すべり防止事業費の一部を次のとおり受益町に負担させるものとする。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
農地保全地すべり防止事業	那賀町	地すべり対策事業	14,000,000円	2,333,333円	1/6	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

提案理由

令和2年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益町負担金について、地すべり等防止法第31条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 53 号

国営吉野川北岸二期かんがい排水事業費に対する受益市町負担金について

国営吉野川北岸二期かんがい排水事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	負担金
国営吉野川北岸二期かんがい排水事業	吉野川市，阿波市，美馬市，三好市，板野町，上板町，東みよし町	頭首工，揚水機，用水路（耐震化対策以外）等に係る事業費に18/300を乗じて得た額及び用水路（耐震化対策）に係る事業費に10/300を乗じて得た額

提案理由

国営吉野川北岸二期かんがい排水事業費に対する受益市町負担金について，土地改良法第90条第10項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 54 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画の認可について

別冊の地方独立行政法人徳島県鳴門病院第3期中期計画を認可する。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

地方独立行政法人法第26条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第3期中期計画を認可するに当たり、同法第83条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 55 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃303,742円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃41,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃384,780円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃39,380円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃6,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃198,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃274,800円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃1,056,000円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃800円に係る債権	同 上

		徳島県営住宅の家賃119,700円に係る債権	同	上
		住宅の家賃5,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃351,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃195,526円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃32,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃384,515円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃75,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃11,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃55,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃172,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃273,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,133円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃30,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃5,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃8,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃72,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃56,700円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃52,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃372,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃17,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃243,353円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃95,693円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃30,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃72,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃39,693円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃355,680円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃160,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃56,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃135,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃37,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃56,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃30,300円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃16,746円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃18,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃77,966円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃368,006円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃469,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃3,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃48,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃30,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃49,680円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃154,820円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃528,361円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃598,679円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃107,326円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃59,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃336,893円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃18,900円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃115,140円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃178,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃106,377円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃104,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃129,587円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃19,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,131,020円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃49,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃33,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃51,396円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃402,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃59,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃107,653円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃117,820円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃104,320円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃203,000円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃749,340円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃871,320円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃270,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃147,920円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃234,270円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃20,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃164,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃101,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃12,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃19,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃9,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃91,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃247,403円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃196,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃291,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃229,090円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃13,700円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃21,483円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃90,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃395,310円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃50,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃145,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃3,729円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃88,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃140,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃13,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃41,490円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃105,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃18,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃25,570円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃201,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃91,080円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃109,646円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃133,023円に係る債権	同	上
		宅の家賃107,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃188,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃383,320円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃547,748円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃28,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃32,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃6,006円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃6,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃153円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃9,660円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃16,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃11,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃133,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃12,400円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃6,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃86,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃132,398円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃106,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃3,929円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃216円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃165,698円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,220円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃13,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃10,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃14,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃8,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃85,236円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃18,340円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃246,260円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃294,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,420円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃161,090円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃25,553円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃78,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃142,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃15,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃29,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃146,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃35,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃185,840円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃839,850円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,697,625円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃35,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃117,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,476,116円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃31,700円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃42,948円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃159,450円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃82,360円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃317,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃18,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃170,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃21,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,388,132円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃956,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃133,548円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,645円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃252,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃441,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃22,064円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃25,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃25,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃1,404,000円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃250,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃541,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃54,480円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃266,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃45,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃254,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃589,820円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃692,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃480,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃63,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃353,560円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃635,600円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃10,171円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃210,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃258,880円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃947,200円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃33,066円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃343,540円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃515,239円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃560,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃371,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃4,900円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃39,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃13,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃31,500円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃55,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃106,000円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃530,986円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃132,834円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃363,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃495,300円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃216,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃16,600円に係る債権	同	上

		徳島県営住宅の家賃44,100円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃6,700円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃204,363円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃410,400円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃112,941円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 56 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,040円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用526,260円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用380円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用282,710円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,013,690円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,240円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用73,320円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,390円に係る債権	同 上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用31,365円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,730円に係る債権	同	上
		病院事業の診療及び検査等に関する費用290円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,375円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用857,350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,720円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,930円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,020円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用42,670円に係る債権	同	上
		島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,040円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用958,960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用290円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,520円に係る債権	同	上
		の診療及び検査等に関する費用1,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,940円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,120円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用111,450円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用17,100円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用290円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用59,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用36,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用620円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用390円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用390円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,578円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用34,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用19,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用280円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用25,240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,030円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用280円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用56,265円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用280円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,730円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,980円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,490円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用240円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,250円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用53,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用920円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,640円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,830円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用305円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用26,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,840円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,610円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用32,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用305円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用790円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用34,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用61円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用38,850円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,790円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用930円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,696円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,421円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用27,128円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,680円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,780円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,620円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,821円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用49,120円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,697円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用165,815円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用254,330円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100,370円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用186,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用44,820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,110円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用106,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用57,280円に係る債権	同	上
		県病院事業の診療及び検査等に関する費用390円に係る	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用282,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用45,380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用308,047円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用91,750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用397,975円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,157円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用62,766円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用73円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用113円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用131,798円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用73円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,069円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用68,580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用141,940円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用264,140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用40,130円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 57 号

徳島県蔵本公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県蔵本公園，徳島県鳴門総合運動公園及び徳島県立中央武道館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市昭和町三丁目35番地1
公益財団法人 徳島県スポーツ協会 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 58 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和3年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和3年4月1日 |
| 3 契 約 金 額 | 12,571,429円を上限とする額 |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 徳島市城南町一丁目11番26号
堀 井 秀 知 (弁護士) |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 59 号

公平委員会の事務の受託の廃止に関する協議について

下記規約により、次の地方公共団体の組合からの公平委員会の事務の受託を廃止する。

組合名

関西広域連合

令和 3 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

記

組合と徳島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

組合と徳島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

地方公共団体の組合からの公平委員会の事務の受託を廃止することについて、地方自治法第252条の14の規定により、議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
大阪府茨木市ほか在住 2名	円 183,706	令和2年8月5日	徳島市地内	令和3年2月1日
吉野川市在住 1名	754,000	令和2年8月11日	吉野川市地内	令和3年2月1日
徳島市在住 1名	42,092	令和2年9月25日	徳島市地内	令和3年2月1日
徳島市在住 1名	391,250	令和2年10月27日	那賀郡那賀町地内	令和3年2月1日
阿波市所在 1法人	94,000	令和2年9月18日	阿波市地内	令和3年2月2日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	285,000 ^円	令和2年8月30日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年1月14日
美馬市所在 1法人	600,000	令和2年9月4日	徳島市地内 (県道徳島引田線)	令和3年1月14日
三好市所在 1法人	239,000	令和2年9月18日	三好郡東みよし町地内 (県道三加茂東祖谷山線)	令和3年1月14日
三好市在住 1名	11,000	令和2年9月25日	三好市地内 (県道白地州津線)	令和3年1月14日
徳島市在住 1名	72,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
徳島市在住 1名	51,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
小松島市在住 1名	113,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日

徳島市在住 1名	68,130	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
小松島市在住 1名	73,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
徳島市在住 1名	11,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
徳島市在住 1名	74,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
阿南市在住 1名	162,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
徳島市所在 1法人	119,000	令和2年10月9日	徳島市地内 (県道徳島環状線)	令和3年1月14日
海部郡海陽町在住 1名	345,000	令和2年10月31日	海部郡海陽町地内 (県道上皆津奥浦線)	令和3年1月14日
徳島市在住 1名	241,000	令和2年11月8日	徳島市地内 (県道徳島引田線)	令和3年1月14日
那賀郡那賀町在住 1名	132,000	令和2年11月16日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和3年1月14日

報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 83,397	令和2年10月1日	阿南市地内	令和3年2月2日
徳島市在住 1名	479,600	令和2年11月4日	徳島市地内	令和3年2月2日
名西郡石井町在住 1名	105,000	令和2年12月1日	板野郡北島町地内	令和3年2月2日

